

## 社会福祉法人恵生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 恵生会（以下、「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長及び業務執行理事）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する事とし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第 条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給しているものの役員等報酬は、別表5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与規定に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、角突きまでお報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める事とする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
業務執行理事	月額 250,000 円

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.9ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1.9か月分

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×0.6
-----------------

別表4

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5000 円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	8000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8000 円

(3) 監事

	日額
理事会への出席	8000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8000 円

別表5（職員給与との併給）

①役職ごとの報酬額

役職名	役員報酬額
理事長	月額 410,000 円
業務執行理事	月額 250,000 円

②合算の上限

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	合算上限月額 1,000,000 円
業務執行理事	合算上限月額 800,000 円